

生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議
タスクフォース（第1回）

議事要旨

1. 日時 令和3年6月10日（木曜日）10時03分～11時54分
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者
（委員）徳永座長、石井委員、磯部委員、田代委員、三成委員、横野委員
（事務局）文部科学省：安藤安全対策官、高木生命倫理・安全対策室室長補佐
厚生労働省：高江厚生科学課研究企画官、
増田厚生科学課課長補佐、有田厚生科学課課長補佐、
黒岩研究開発振興課課長補佐
経済産業省：保田生物化学産業課課長補佐、
岡本生物化学産業課課長補佐、北角生物化学産業課課長補佐
（オブザーバー）個人情報保護委員会事務局：池田企画官
4. 議事（非公開）
 - (1) 各論点の方向性について
 - (2) 検討の進め方について
 - (3) その他
5. 配付資料
 - 資料1 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議タスクフォース委員及び座長の指名について
 - 資料2 各論点の方向性（案）
 - 資料3 検討の進め方（案）
 - 参考資料1 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議の開催について
 - 参考資料2 参照法令等一覧
 - 参考資料3 個人情報保護法 令和2年改正及び令和3年改正案について
（第1回合同会議資料3-2）

参考資料4 今後の見直し検討における主な論点について（案）

（第1回合同会議資料3-3）

6. 議事要旨

○会議冒頭

事務局より資料1について説明。

○議題(1)：各論点の方向性について

事務局より資料2について説明。委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・まずは、令和3年の改正個人情報保護法を重視して検討することが重要。その際、改正個人情報保護法上義務付けられていることと指針による独自の保護措置が設けられている部分を整理し書き分けることが重要。
- ・学術研究例外の主体について、個人情報保護委員会で整理いただくことが必要。
- ・医学分野で理解されている用語の解釈と個人情報保護の世界の解釈に違いがあるのではないかとと思われる点について、個人情報保護委員会の解釈とのすり合わせが必要。
- ・法の規定の適用除外の部分など改正個人情報保護法の条文ベースでの議論が必要。
- ・学術例外規定の範囲について最優先で議論すべき。
- ・指針見直しの議論の方針としては、改正個人情報保護法の適用除外となる部分について、指針に規定することが必要な事項を指針に記載していく方向としてはどうか。
- ・現在、データベース関係の研究において、どのような手続きで研究が実施されているのか確認をする必要がある。その際、大型のデータベースの統合の流れも念頭に置くべき。
- ・現行指針の個人情報の取扱いに関する規定を記載している第9章は削除する方向で議論してはどうか。また、匿名加工情報の取扱いは指針の対象外であるため、これについても必要最小限の記載になるよう見直すべき。
- ・インフォームド・コンセント及び試料・情報の書き分けについては、過去の審議会での議論も確認しつつ、記載の合理化を行うべき。
- ・ゲノム情報に基づく不利益な取扱いに関する制限という観点からの検討も重要である。

○議題(2)：検討の進め方（案）

事務局より資料3について説明。指針見直しの議論を、改正個人情報保護法の施行が予定される令和4年4月1日に向けたものと令和5年春に向けたものに合わせて、2段階で行うことで一致し

た。委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・インフォームド・コンセント規定の見直しについては、これまでの審議会においても議論してきているため、その議論を踏まえて論点を精査することが必要。
- ・改正個人情報保護法の適用除外の範囲については、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等において議論されている。その議論を踏まえた論点の精査・検討をすればよいのではないか。
- ・指針の施行に向けて、どのような経過措置が必要かを整理することも必要。

以上